

「漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の取扱いについて」の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p>漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の取扱い</p> <p>第1 趣旨</p> <p>漁港関係補助事業により取得し、又は効用の増加した漁港施設の財産処分の取扱いについては、<u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）</u>によるほか、この通知の定めるところによる。</p> <p>第2 定義</p> <p>この通知において、用語の定義は、関係法令の規定によるほか、次の1から14に定めるところによる。</p> <p>1 漁 港 施 設：漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第3条に掲げる施設をいう。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 地 域 活 性 化 等：<u>承認基準第2条第1項第4号又は第9条第1項第4号に規定する地域活性化等をいう。</u></p> <p>8 長 期 利 用 財 産：<u>承認基準第2条第1項第5号又は第9条第1項第5号に規定する長期利用財産をいう。</u></p> <p>9 利 用 困 難 財 産：<u>承認基準第6条第2項又は第13条第2項に規定する利用困難財産をいう。</u></p> <p>10 利 用 計 画：漁港施設用地利用計画策定要領（平成25年2月</p>	<p>別紙</p> <p>漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の取扱い</p> <p>第1 趣旨</p> <p><u>近年の我が国周辺水域における水産資源水準の低下などによる漁獲量の減少、水産物の消費流通構造の変化、漁業就業者の減少・高齢化の進行等から漁業地域の活力の低下を招いており、こうした漁業情勢や社会経済情勢の変化によって漁港区域内において未利用・低利用の用地も生じている。</u></p> <p><u>漁港は、漁業地域の中核を担っており、漁港区域内の用地を活用することにより地域の産業や雇用の創出が期待されることから、漁港区域内の未利用・低利用の用地を有効利用した漁業地域の活性化に資するため、漁港関係補助事業により取得し、又は効用の増加した漁港施設の財産処分の取扱いについて、本通知を定めるものとする。</u></p> <p>第2 定義</p> <p>この通知において、用語の定義は、関係法令の規定によるほか、次の1から11に定めるところによる。</p> <p>1 漁 港 施 設：漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に掲げる施設をいう。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 利 用 計 画：漁港施設用地利用計画策定要領（平成25年2月</p>

28日付け24水港第3043号水産庁長官通知)に基づく漁港施設用地利用計画をいう。

- 11 P F I 法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- 12 P F I 事業：P F I 法第2条第4項に規定する選定事業をいう。
- 13 P F I 事業者：P F I 法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。
- 14 水産業協同組合：水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合をいう。

### 第3 長期利用財産及び利用困難財産に係る財産処分の取扱い

地域活性化等を図るため、長期利用財産又は利用困難財産である漁港施設（用地を含む。以下同じ。）を財産処分しようとする場合は、以下によるものとする。なお、水産業の振興や地域の活性化等をその交付の目的とする国の補助事業等により取得可能な施設の設置に伴う長期利用財産又は利用困難財産の財産処分は、承認基準第4条から第6条まで並びに第11条から第13条までにおける地域活性化等を図るための財産処分に該当するものとする。

（削る。）

#### 1 補助用地に設置可能な施設

- (1)～(3) (略)
- (4) 地域活性化等に資する施設（(1)から(3)までを除く。）

#### 2 施設の設置が可能な者 (略)

#### 3 前提条件

補助用地の財産処分に当たっては、公益性の確保等の観点から、次の条件を満たすものとする。

- (1) 2の(2)に掲げる者が1の(4)に掲げる施設を設置しようとする場合（農業協同組合と共同で設置する場合を含む。）、補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）は、地方公共団体、近

28日付け24水港第3043号水産庁長官通知)に基づく漁港施設用地利用計画をいう。

- 8 P F I 法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- 9 P F I 事業：P F I 法第2条第4項に規定する選定事業をいう。
- 10 P F I 事業者：P F I 法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。
- 11 水産業協同組合：水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合をいう。

### 第3 補助用地の有効利用に係る取扱い

#### 1 有効利用の対象となる用地

利用計画に基づき用地整備が全て完了したものの、供用開始後も利用計画に基づく漁港施設の整備が見込まれず、又は漁業従事者数の減少等の漁業情勢や社会経済情勢の変化により未利用・低利用となっている補助用地を本通知の対象とする。

#### 2 設置可能な施設

- (1)～(3) (略)
- (4) 地域の振興に資する施設（(1)、(2)及び(3)を除く。）

#### 3 施設の設置が可能な者 (略)

#### 4 有効利用に当たっての前提条件

補助用地の有効利用に当たっては、公益性の確保等の観点から、次の(1)及び(2)の条件を満たすものとする。

- (1) 3(2)に掲げる者が2(4)に掲げる施設を設置しようとする場合（農業協同組合と共同で設置する場合を含む。）、補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）は、地方公共団体、近隣住

隣住民、漁業関係者のほか漁港利用者などの多数の関係者の合意を得ること。

- (2) 2の(3)に掲げる者が1の(3)又は(4)に掲げる施設を設置しようとする場合、補助事業者は、地方公共団体、近隣住民、漁業関係者のほか漁港利用者などの多数の関係者の合意を得ること。

#### 4 財産処分手続等

##### (1) 適正化法第22条に基づく財産処分手続

補助事業者は、適正化法第22条の規定に基づき、承認基準第4条から第6条まで又は第11条から第13条までの規定による財産処分手続を行うものとする。ただし、第5及び第6に規定する場合を除く。

##### (2) 漁港管理規程に基づく占有許可手続

2に掲げる者が補助用地に1に掲げる施設を設置しようとする場合、漁港管理者は、(1)の財産処分手続を行った上で、法第34条に規定する漁港管理規程に基づき、占有許可手続を行うものとする。

##### (3) 漁港施設用地利用計画の変更

漁港管理者は、補助用地の財産処分を行うに当たり、漁港施設用地利用計画との整合を図るため、必要に応じて漁港施設用地利用計画を速やかに変更するものとする。

##### (4) 水域施設の財産処分手続等

地域活性化等を図るため、長期利用財産又は利用困難財産である泊地等の水域施設を財産処分しようとする場合、漁港管理者は、(1)の財産処分手続を行った上で、法第39条第1項に基づき、水域の占有許可手続を行うものとする。

#### 5 PFI事業の取扱い (略)

#### 6 その他の留意事項

##### (1) 用途の制限

1に掲げる施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、第5項及び第11項に規定する営業の用に供してはならない。

##### (2) 暴力団関係者の排除 (略)

##### (3) 漁港の保全

漁港管理者は、補助用地の財産処分を行う場合は、以下に示すように漁港施設の機能等に十分留意した上で行うものとする。なお、

民、漁業関係者のほか漁港利用者などの多数の関係者の合意を得ること。

- (2) 3(3)に掲げる者が2(3)又は(4)に掲げる施設を設置しようとする場合、補助事業者は、地方公共団体、近隣住民、漁業関係者のほか漁港利用者などの多数の関係者の合意を得ること。

#### 5 有効利用を行うための手続

##### (1) 適正化法第22条に基づく目的外使用承認

補助事業者は、補助用地の有効利用を行おうとする場合、適正化法第22条の規定に基づき、承認基準第3条又は第10条による農林水産大臣の目的外使用の承認を受けるものとする。ただし、第4及び第5に規定する場合を除く。(様式第1号・様式第2号)

##### (2) 漁港管理規程に基づく占有許可

3に掲げる者が施設を整備しようとする場合、漁港管理者は、(1)の農林水産大臣の目的外使用の承認を確認した上で、漁港漁場整備法第34条に基づく漁港管理規程により占有許可手続を行うものとする。

##### (3) 利用計画の変更

漁港管理者は、補助用地の有効利用を行うに当たって、利用計画との整合を図るため、必要に応じて利用計画を速やかに変更するものとする。

#### 6 PFI事業の取扱い (略)

#### 7 有効利用を行う際の留意事項

##### (1) 用途の制限

2に掲げる施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、第5項及び第11項に規定する営業の用に供してはならない。

##### (2) 暴力団関係者の排除 (略)

##### (3) 漁港の保全

漁港管理者は、未利用・低利用の解消を図るため、財産処分のうち補助用地の譲渡、交換及び貸付けの処分を行う場合は、以下に示

漁港機能が喪失するような財産処分を行う場合にあっては、漁港の指定の取消しが必要となる場合があることに留意しなければならない。

①～⑤ (略)

(4) 適正な管理

漁港管理者は、4の(1)の財産処分手続を行った後、2の(2)又は(3)に掲げる者が事業の停止、廃業等により当該財産処分を取りやめることとなった場合は、当該財産処分の対象となった漁港施設を本来の漁港関係補助事業の交付目的どおり適正に管理すること。

第4 特定漁港施設の貸付けに係る取扱い

1 船舶保管施設の設置のための補助用地の貸付け

船舶保管施設の設置のため、法第37条の2第4項の規定に基づき、補助用地を貸し付ける場合は、当該補助用地は長期利用財産に該当するものであり、かつ、当該船舶保管施設の運営の事業は、地域活性化等を図るためのものでなければならない。

2 前提条件

法第37条の2第4項の規定に基づき、特定漁港施設を貸し付ける場合は、補助事業者は、地方公共団体、近隣住民、漁業関係者のほか漁港利用者などの多数の関係者の合意を得ること。

第5 漁港施設の財産処分に係る届出

漁港関係補助事業等により、漁港施設の機能を高め、又は効用を増加させることとなる新築、増築、改築、改良、補修又は除却等の整備に伴う財産処分であって、次の1及び2に掲げるものについては、別記様式による農林水産大臣への届出をもって承認があったものとする。

1～3 (略)

第6 承認を必要としない財産処分等

1 (略)

2 法第37条第1項の規定に基づく漁港施設の処分の制限については1を準用することとし、同項の規定による漁港管理者の許可を要しないものとする。

すように漁港施設の機能等に十分留意した上で行うものとする。

①～⑤ (略)

(4) 適正な管理

漁港管理者は、補助用地の有効利用を行う者が事業の停止、廃業等により目的外使用を解消することとなった場合は、本来の補助金交付の目的どおり適正に管理すること。

(新設)

第4 漁港施設の財産処分に係る届出

漁港関係補助事業等により、漁港施設の機能を高め、又は効用を増加させることとなる新築、増築、改築、改良、補修又は除却等の整備に伴う財産処分であって、次の1及び2に掲げるものについては、様式第3号による農林水産大臣への届出をもって承認があったものとする。

1～3 (略)

第5 承認を必要としない財産処分等

1 (略)

2 漁港漁場整備法第37条第1項の規定に基づく漁港施設の処分の制限については1を準用することとし、同項の規定による漁港管理者の許可を要しないものとする。

<p>(削る。)</p>	<p>様式第 1 号</p>
<p>(削る。)</p>	<p>様式第 2 号</p>
<p><u>別記様式</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 (又は間接補助事業者)</p> <p><u>漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の届出について</u></p> <p>第 種 漁港 ( 管理) において、漁港関係補助事業により取得した漁港施設を下記のとおり処分したいので、「漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の取扱いについて」(平成25年2月28日付け24水港第3042号水産庁長官通知) <u>第5</u>の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ~ 3 (略)</p>	<p><u>様式第 3 号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の届出について</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 (又は間接補助事業者)</p> <p><u>漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の届出について</u></p> <p>第 種 漁港 ( 管理) において、漁港関係補助事業により取得した漁港施設を下記のとおり処分したいので、「漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の取扱いについて」(平成25年2月28日付け24水港第3042号水産庁長官通知) <u>第4</u>の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ~ 3 (略)</p>